

令和4年度 前期開講までの感染拡大防止行動の徹底について

新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについて、本学が令和2年6月1日に出した「学生に求められる体調管理などの行動について（指針）」に則り、確実に実行されていることに感謝します。

1月以降、大阪府をはじめ近隣の府県でも特に若い世代の感染者数が増加しています。特に大阪府では若い世代のオミクロン株の新規陽性者数の増加が続いており陽性者の7割弱を占め、全ての年代の陽性率も上昇の傾向にあります。以前と比べ重症化率は低いと言われているものの感染力（実行再生産数）は高く、一般救急患者の搬送困難事案が発生するなど、社会機能に影響が生じています。これを受けて1月27日より大阪府、京都府、兵庫県の全域がまん延防止等重点措置区域に公示されました。

令和3年度後期試験期間を経てから令和4年度前期授業が開講されるまでの間、皆さんの登校機会は減ると思われませんが、ひとり一人の学生生活においてはより一層に感染拡大防止に取り組まなければなりません。そのことを踏まえ、引き続き「学生に求められる体調管理などの行動について（指針）」を遵守されるようお願いするとともに、特に重要な感染拡大防止行動を下記にまとめ周知します。理解して行動し、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に協力してください。

本学は引き続き感染予防に努めていきますので、不安なことや報告すべきことがありましたら学生課まで連絡してください。引き続きユニバーサル・パスポートからの連絡に注意してください。

令和4年1月28日 学生生活担当部長

記

1. 常に体調に気をつけ、少しでも風邪の諸症状がある場合、早めにかかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談し受診をすること。かかりつけ医がない・休みのときは府県のホームページに掲載している新型コロナウイルス感染症に関する相談機関に連絡をすること。

2. 登校の前に体調が不良と思われる場合は学生課へ報告と相談をすること。特に登校の前に風邪の諸症状が見られる場合は学生課へ連絡をすること。
3. PCR 検査を受けて新型コロナウイルス感染症と診断された場合もしくは同感染症の濃厚接触と判断された（あるいはその疑いがある）場合は、大学へ登校する予定を問わずすみやかに学生課まで報告すること。
4. 学内外、昼夜を問わず手洗いを励行し、マスク（不織布マスクを推奨）を鼻まで覆うように装用すること。特に、通学時および大学敷地内では必ずマスクを装用すること。ワクチンを接種したとしても感染拡大のリスクが残ることから引き続きマスクを装用すること。
5. 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること。不要不急の都道府県間の移動は原則極力控えること。
6. 飲食店は営業時間短縮を要請した時間以降に利用せず、利用（会食）する場合は同一テーブル4人以内などの感染対策に従うこと。感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること。
7. 飲食を伴う行事（送別会等）および宿泊を伴う行事への参加は自粛すること。カラオケボックス等を利用した「ルームパーティー」、自宅に複数人で集まる「ホームパーティー」などの懇親の場への参加を自粛すること。
8. 当面の間、学外におけるクラブ・サークル等の課外活動は教職員の立会いがない限り、原則認めない。
9. 学内における課外活動は事前に大学に提出した「団体ごとの感染予防行動」を徹底し、3密で呼気や飛沫、唾液が飛び交う環境を避けること。
10. 社会的距離の確保、咳エチケットといった感染防止のための取組および「三つの密」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」を避ける行動を徹底すること。
11. 修学における不安や困難を抱えている場合は、ためらわずにF A・ゼミを担当する教員、学生課および学生支援センター、学生相談室のいずれかに相談すること。